

保育施設利用案内



寝屋川市こども部保育課
〒572-8544
寝屋川市早子町 12-16
寝屋川市サービスゲート
TEL：072-800-7087（直通）

令和8年9月版

目次

《これから保育園等の利用を検討される方へ》

1. 保育・教育施設	-1-
------------	-----

《認可保育施設の申請～入所後まで》

1. 申請から入所までの流れ	-2-
2. 令和9年1月～3月中の入所を希望する場合	-4-
3. 令和9年5月以降の申請	-4-
4. 施設見学	-5-
5. 保育の必要性、必要量、認定	-5-
6. クラス年齢と保育年齢	-8-
7. 申請	-9-
8. 利用調整（選考）	-10-
9. 待機児童保育施設	-13-
10. 卒園後の優先転園	-13-
11. 配慮が必要な児童	-14-
12. 医療的ケアが必要な児童	-14-
13. 広域利用（他市の保育施設利用）	-15-
14. 認可保育施設への入所決定後の流れ	-15-
15. 保育料・給食費	-16-
16. 保育施設の利用継続	-20-
17. 保育施設の変更（転園）	-20-
18. 利用している保育施設の退園	-20-
19. 利用調整結果通知書の発行	-21-

《認定申請》

1. 認定の種類	-22-
2. 2・3号認定	-22-
3. 1号認定	-22-
4. 新1号認定	-23-
5. 新2・3号認定	-23-

《その他》

1. 一時保育	-25-
2. こども誰でも通園制度	-25-
3. 休日保育	-26-
4. 病児保育施設	-27-
5. 保育コンシェルジュ	-28-

《その他一覧》

1. 利用調整（選考）基準	-29-
2. 2号・3号認定の保育料	-31-
3. 認可保育施設一覧	-32-
4. その他の施設一覧	-33-

《これから保育園等の利用を検討される方へ》

1. 保育・教育施設

◆ 保育・教育施設の種類（施設一覧は 32-33 ページに記載しています。）

区分	概要
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者の代わりに保育する施設
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設
事業所内保育事業所	従業員のこども（従業員枠）とそれ以外のこども（地域枠）を保育する施設
企業主導型保育施設	従業員のこども（従業員枠）とそれ以外のこども（地域枠）を保育する施設
認可外保育施設	市が認可している施設以外の保育施設
幼稚園	学校教育法に定められた学校教育を行う施設。新制度幼稚園と私学助成幼稚園に分かれる

◆ 保育・教育施設の申請先と認定種別

	区分		入所申請先	認定区分 （寝屋川市が行う）
認可保育施設	保育所	①	保育課	2・3号
	認定こども園（寝屋川市立）	②	保育課	2・3号
		③	各施設	1号
	認定こども園（私立）	④	保育課	2・3号
		⑤	各施設	1号（+新2・3号）
	事業所内保育事業所	⑥	地域枠：保育課	2・3号
		⑦	従業員枠：各施設	
認可以外の 保育施設	企業主導型保育施設	⑧	各施設	2・3号
	認可外保育施設	⑨	各施設	（新2・3号）
幼稚園	新制度幼稚園（寝屋川市立）	⑩	各施設	1号
	新制度幼稚園（私立）	⑪	各施設	1号（+新2・3号）
	私学助成幼稚園	⑫	各施設	新1号または新2・3号

（新）1 号 認 定：保育の必要性がなく、教育のみ希望する満3～5歳の児童

（新）2・3号 認 定：保育の必要性があり、保育が必要な児童

●申請を希望する番号に応じて以下のページへお進みください。

①、②、④、⑥	認可保育施設の利用申請兼2・3号認定申請	2ページ～
③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫	その他認定申請	22ページ～

《認可保育施設の申請～入所後まで》

1. 申請から入所までの流れ

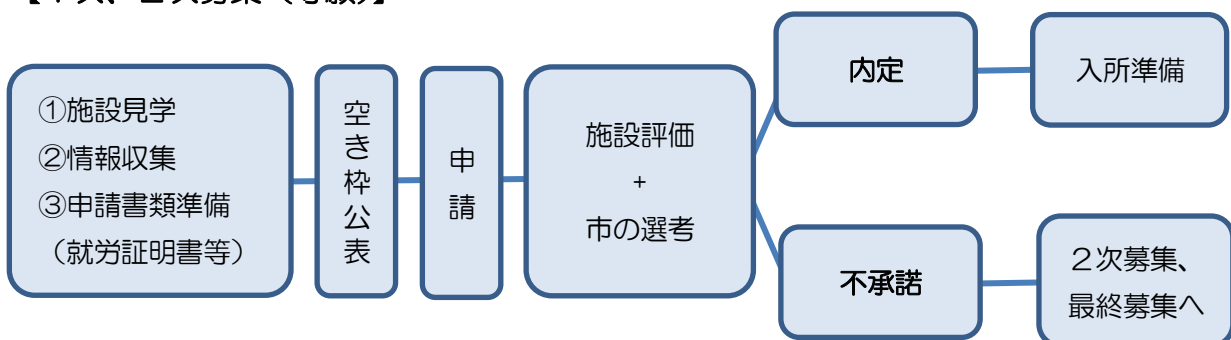
◆ 令和9年度4月からの主な変更点

- ・施設ごとかつクラス年齢ごとの指数順位の公表（4月1次、2次のみ）
- ・希望施設変更申請期間の設置
- ・きょうだい加点の内容見直し
- ・施設評価点の内訳の変更

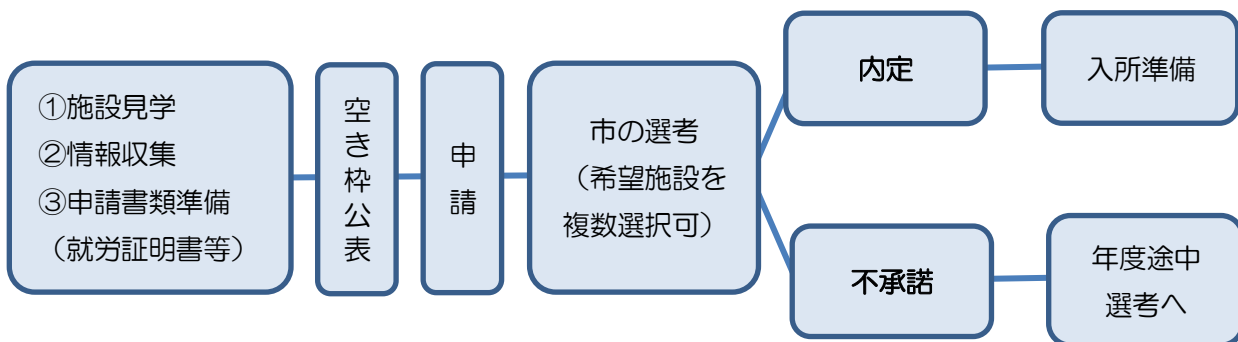
◆ 令和9年度4月入所における選考の流れ

※選考についての詳細は 10 ページをご確認ください。

【1次、2次募集（専願）】



【最終募集】



◆ 令和9年度4月選考

●1次募集

申請期間	令和8年10月1日（木曜日）～令和8年10月14日（水曜日）
指数順位中間公表日	令和8年10月9日（金曜日）
指数順位最終公表日	令和8年10月16日（金曜日）
変更申請受付期間	令和8年10月16日（金曜日）～令和8年10月18日（日曜日）
施設評価期間	令和8年10月26日（月曜日）～令和8年11月19日（木曜日）
結果公表日	令和8年12月2日（水曜日）
選考概要	・第1希望のみ専願希望 ・「市の指数」+「施設による評価点」（面接+願書）の合計点で選考

●2次募集

申請期間	令和8年12月3日（木曜日）～令和8年12月13日（日曜日）
指数順位中間公表日	令和8年12月9日（水曜日）
指数順位最終公表日	令和8年12月15日（火曜日）
変更申請受付期間	令和8年12月15日（火曜日）～令和8年12月17日（木曜日）
施設評価期間	令和8年12月24日（木曜日）～令和9年1月16日（土曜日）
結果公表日	令和9年1月27日（水曜日）
選考概要	・第1希望のみ専願希望 ・「市の指数」+「施設による評価点（面接+願書）」の合計点で選考

●最終募集

申請期間	令和9年1月28日（木曜日）～令和9年2月1日（月曜日）
結果公表日	令和9年2月19日（金曜日）
選考概要	・希望する複数の施設を申請可 ・「市の指数」のみで選考

※ 他市区町村在住の方が寝屋川市の認可保育施設を利用したい場合は、最終募集期間に申請が寝屋川市保育課に届くよう、お住いの市区町村と調整してください。広域利用の詳細は、15 ページをご覧ください。

◆ 希望施設の変更申請受付期間

各施設の年齢児ごとの申請者数と指数順位を公表し、指数順位最終公表日後に希望施設の変更期間を設けます。変更を希望しない場合、変更期間中の申請は不要です。

※ 変更申請の対象者は、申請期間内に入所申請手続きが完了している方のみとなります。

※ 令和9年度4月選考1次・2次募集のみ実施。最終募集及び5月以降は実施予定なし

◆ 施設評価期間

入所を希望する施設との面談を行うため、事前に面談日程の確認をお願いします。面談は施設による評価点を決定するために行います。施設による評価点の詳細は、11 ページをご覧ください。

※ 各施設の面談日程は決定次第、市ホームページに公表します。

※ 様々な要因により公表した面談日程と実際の面談日が異なる場合があります。予めご了承ください。

◆ 選考結果確認方法

①受付番号を事前に確認

令和9年4月選考の新規申請の完了時に表示された受付番号を確認してください。

受付番号は申請後、自動受信した受付完了メールからもご確認していただくことができます。

※ 不承諾であった場合、令和9年度末まで使用する番号のため、大切に保管してください。

②寝屋川市のホームページを開く

寝屋川市のホームページから「令和9年4月～保育所入所の選考に関するお知らせ」を開いてください。

🔍 検索で「ページID 検索」にて「27091」を入力いただくことで、スムーズに該当ページに移動することができます。

③選考結果公表ファイル(PDF)をクリック

ページ上部にあるPDF ファイル「! 選考結果はこちら!」をクリックしてください

④ご自身の受付番号を探す

ご自身が申請された施設、クラス年齢から選考の結果を確認してください。

◆ 空き枠の表記

空き枠が「×」となっている施設の選考の申請は、その選考において内定が出ることはありませんが、今後の選考において空き枠が出た時には、新たな手続きをすることなく選考することができるため、「×」の施設についても希望施設として申請していただくことができます。

※ ただし、追加選考を希望される場合は必ず空き枠が「◎」、「○」、「△」の施設を選択する必要があります。

◆ 入所日

入所日は原則1日付となります。

2. 令和9年1月～3月中の入所を希望する場合

令和8年11月15日（日） ～ 令和8年11月25日（水）の期間に申請してください。

3. 令和9年5月以降の申請

◆ 申請受付期間

入所希望月の前々月15日～25日

空き枠も同時公開します。

◆ 結果公表日

前月15日 15時～

※ 選考結果は市のホームページで公表します。

※ 年度途中選考の施設の評価点は、エントリーシート（願書）の内容をもって施設評価を行います
が、希望施設によって評価方法が異なる場合があります。

4. 施設見学

施設によって保育の内容や制服の有無、教材等の雑費、延長保育、給食の内容、ならし保育など施設利用のルールが異なります。入所後に「想定と違った」ということがないように、**事前に見学等で情報収集することを推奨しています**。見学の予約は直接施設へ連絡してください。32 ページの「施設一覧」に各施設の電話番号を記載しています。

5. 保育の必要性、必要量、認定

◆ 保育の必要性

保護者（父および母）の保育の必要性（下表）の認定申請を行い、市が認めた場合のみ認可保育施設を利用することができます。利用中で保育の必要性が消滅した場合、退園となることがあります。

保育要件名	保育要件詳細	認定有効期間
就労	月 64 時間以上就労している（休憩時間除く）	雇用期間終了月の月末まで
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後、間がない場合	出産予定日の 8 週前の日が属する月の月初から、出産予定日の 8 週間後の日が属する月の月末まで
疾病・障害	疾病・負傷・障害がある	診断書や障害者手帳等の期限が属する月の月末まで
介護・看護	<u>同居の親族</u> を常時介護または看護している	診断書や障害者手帳等の期限が属する月の月末まで
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている	市が必要と認める期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている	認定開始日から 90 日目の属する月の月末まで
就学	月 64 時間以上就学している（休憩時間除く）	卒業・修了予定日の属する月の月末まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	市が必要と認める期間
育児休業	<u>就労を保育要件として、すでに保育施設を利用しているこどもについて</u> 、当該こども以外の育児休業を取得する際に、継続利用が必要であると認められる場合	育児休業に係るこどもが 2 歳になった最初の 3 月 31 日まで
その他	その他上記に類する状態として、市が認める保育要件に該当する場合	市が必要と認める期間

◆ 保育の必要性の認定

保育の必要性が認められる場合、対象となる児童年齢と保護者の状況等により、区分別に認定証を交付します。3号認定の児童は、満3歳の誕生日を迎えるときに市から2号認定証を交付します。

支給認定区分		最長認定期間
2号認定	児童が満3歳以上で、保育要件に該当し、保育施設で保育を希望する場合	小学校就学前まで
3号認定	児童が満3歳未満で、保育要件に該当し、保育施設で保育を希望する場合	満3歳の誕生日の前々日まで

◆ 保育の必要量

保育の必要性の認定と同時に保育の必要量の認定も行います。保育の必要量は次の2種類です。

※ 実際に児童を預けることができるのは、保育要件が適用される時間帯です（就労の場合、勤務を要する日かつ勤務通勤時間と就労時間の時間帯）。

※ 認定区分に応じた保育時間を超えて利用する場合は、原則延長保育料が必要です。延長保育料の詳細は19ページをご確認ください。

保育の必要量区分	利用可能時間	対象
保育標準時間	1日最大11時間	1か月当たり120時間以上（休憩時間含む）の就労・就学認定を受けている方、その他の認定で市が認める場合
保育短時間	1日最大8時間	1か月当たり120時間未満（休憩時間含む）の就労・就学認定を受けている方、求職活動、育児休業の認定を受けている方など

◆ 保育の必要量の例外

以下の場合は「保育標準時間」認定となります。

- (1) 1か月の就労時間が120時間未満であっても、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としており、短時間認定が適当でないと市が認める場合。
- (2) 1日の就労時間は8時間未満だが、勤務時間帯の関係から常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ないと市が認める場合。
- (3) シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上あり、保育短時間認定を行うことが適当でないと市が認める場合。

◆ 保育の必要性の認定・必要量の変更

支給認定証の交付後に支給認定証に記載している内容（児童及び保護者の住所または氏名、支給認定保育要件、保育の必要量等）に変更が生じた場合は、速やかに LoGo フォーム電子申請の「各種変更フォーム」 から申請をしてください。申請先 QR コードおよびリンクは28ページに記載しています。

保育の認定・必要量は、毎月 15 日を締日とし、翌月 1 日から変更となる月単位による認定となっております。原則さかのぼって変更することはできません。また、保育要件を証明する書類がなければ変更はできません。申請が遅れた場合は保育料の変更が遅れたり、延長保育料等を支払っていただく可能性があります。

●保育の認定・必要量の変更例

(ケース 1)

求職活動の認定を受けていたが、6月3日から月 140 時間の仕事をする事になり、6月2日に「各種変更フォーム」で申請した。保育園に通っているのは第 1 子で保育料階層は C21 である場合。

期間	保育要件	保育必要量	保育料
6月30日まで	求職活動	短時間	61,500 円
7月1日から	就労	標準時間	62,600 円

(ケース 2)

求職活動の認定を受けていたが、6月3日から月 140 時間の仕事を開始しており、6月16日に「各種変更フォーム」で申請した。保育園に通っているのは第 1 子で保育料階層は C21 である。

期間	保育要件	保育必要量	保育料
7月30日まで	求職活動	短時間	61,500 円
8月1日から	就労	標準時間	62,600 円

◆ 保育施設の利用継続

認定期間終了後、継続して保育施設の利用を希望する場合、**認定期間が終了する月の 15 日までに他の保育の必要性を LoGo フォーム電子申請の「各種変更フォーム」から申請してください。**

◆ 保育の必要性が「妊娠・出産」で入所した場合（令和 9 年 4 月以降）

出産予定日から 8 週後の日が属する月の月末まで保育施設を利用できます。継続して保育施設の利用を希望する場合は、5 ページに記載している妊娠・出産以外の保育要件を申請してください。

【妊娠・出産期間終了後の流れ】

- ・妊娠・出産しか要件がない場合→退園
- ・複数の要件がある場合
 - ① 母の指数は妊娠・出産の要件で選考→退園
 - ② 母の指数は妊娠・出産以外の要件で選考→選考に用いた要件で引き続き利用可能
- ※ 育児休業は選考に用いる保育要件に該当しません。
- ※ 妊娠・出産期間前に就労の要件で選考にかかっていた場合、育児休業を要件として引き続き保育施設の利用が可能です。
- ※ 求職活動を直後の保育の必要性とする場合は、認定開始日から 90 日目の属する月の月末まで保育施設を利用できます（**求職活動期間の延長不可**）。
- ※ 申請がない場合、期間終了後は退園となります。
- ※ 令和 9 年 3 月までに入所した場合は、妊娠出産期間終了後に退園となります。

◆ 保育の必要性が「求職活動」で入所した場合

認定開始日から90日目の属する月の月末まで保育施設を利用できます。継続して保育施設の利用を希望する場合は、利用期間が終了する月の15日までに他の保育の必要性をLoGoフォーム電子申請の「各種変更フォーム」から申請してください。

※ 申請がない場合、期間終了後は退園となります。

6. クラス年齢と保育年齢

◆ クラス年齢（その年の4月1日現在の満年齢によります。）

（参考）令和9年4月1日時点のクラス年齢表

クラス	生年月日
0-0歳	令和9年(2027年) 4月2日 ~ 令和10年(2028年) 4月1日
0-1歳	令和8年(2026年) 4月2日 ~ 令和9年(2027年) 4月1日
1歳	令和7年(2025年) 4月2日 ~ 令和8年(2026年) 4月1日
2歳	令和6年(2024年) 4月2日 ~ 令和7年(2025年) 4月1日
3歳	令和5年(2023年) 4月2日 ~ 令和6年(2024年) 4月1日
4歳	令和4年(2022年) 4月2日 ~ 令和5年(2023年) 4月1日
5歳	令和3年(2021年) 4月2日 ~ 令和4年(2022年) 4月1日

◆ 保育年齢

施設によって児童を預けることができる期間が異なります。詳細は下記のとおりです。

施設	保育年齢
国松保育園	産休明け ~ 3歳児クラスまで
おひさま保育園 千成ヤクルト つばめKIDS 保育園	生後6か月 ~ 2歳児クラスまで
認定こども園 香里幼稚園 認定こども園 やまなみ幼稚園 認定こども園 三井中央幼稚園	1歳児クラス ~ 就学前まで
認定こども園 旭学園第二幼稚園 認定こども園 寝屋川幼稚園（R9.4～） 成田幼稚園（R9.4～）	2歳児クラス ~ 就学前まで
上記以外の保育施設 ※受入れ可能月齢については各施設案内をご確認ください。	産休明け （施設により異なる） ~ 就学前まで

7. 申請

◆ 申請ができる児童

- (1) 寝屋川市に在住している児童（出生届を提出済みの方）
- (2) 寝屋川市に転入予定の児童（居住予定の家の契約書及び申請児童の生年月日が分かる書類が必要）

◆ 申請方法

LoGo フォーム電子申請

市ホームページ

令和9年4月以降の入所申請（ページ ID：27091）

令和9年3月までの入所申請（ページ ID：26089）

※ 次の「申請に必要な書類」および保護者（父または母）の本人確認書類を準備してから行ってください。

◆ 申請に必要な書類（保育要件を証明する書類等）

市指定様式については下記4か所から取得していただけます。

- (1) 保育課（早子町 12 番 16 号 寝屋川市サービスゲート）
- (2) 認可保育施設
- (3) こども図書館（早子町 23 番 2 号）
- (4) 市ホームページ（ダウンロード）

保育の必要性の 認定保育要件	必要書類（提出物）
就労	就労証明書（発行から3か月以内のもの） ※内職の場合、就労証明書と給料明細（月額2万円以上）のコピー ※現在育児休業中の方は、入所日から1か月以内に復職が確認できる「復帰証明書」の提出が必要です。
妊娠・出産	出産予定のこどもの母子健康手帳（1・4ページ）の写し
疾病・障害	医師の診断書または障害者手帳の写し（病院の様式で可）
介護・看護	・タイムスケジュール表（LoGo フォーム内で入力） ・医師の診断書（病院の様式で可）、障害者手帳の写し、療育施設の在園証明書等
災害復旧	罹災証明書
求職活動	・タイムスケジュール表（LoGo フォーム内で入力） ・求職活動状況申立書 ・求職活動を行っていることがわかる書類
就学	在学証明書とカリキュラム（就学先の様式で可）

※ 転入前の申請をする方は、居住予定の家の契約書および申請児童の生年月日が分かる書類が必要です

※ 原則として、希望利用開始日の状況に当てはまるものを準備してください。

8. 利用調整（選考）

- ① 市ホームページ（ページID:24645）に申請方法、必要書類等を公開しています。
- ② 希望施設の変更など、申請内容の変更を含め申請期間内に申請を完了してください。
いかなる理由があっても期間外の受付はできません。
- ③ 利用調整（選考）基準（29-30 ページ）に基づき指数（保護者のいずれか低い方を基準とし、きょうだい加点、施設評価点を加えた指数）により、選考を行います。詳細は以下で確認してください。

◆ 指数

【保護者から時間の申告を要する保育要件】

就労・就学・介護などにより「子どもに接することができない時間」（通勤（通学）時間、休憩時間を含む）をそのまま指数化します。

通勤（通学）時間を除く、「子どもに接することができない時間」の最大値は 180 時間です。

介護・看護、災害復旧、求職活動は、所定の様式のタイムスケジュール表の提出が必要です。

～例～

	勤務時間(休憩時間含む)	勤務日数	通勤片道
①	9 時～17 時 30 分(1 日 8.5 時間)	週 5 日 (月 20 日)	30 分
②	9 時～17 時(1 日 8 時間)	週 5 日 (月 20 日)	40 分

①の場合→（勤務時間）8.5 時間×（勤務日数^{※1}）20 日＝（勤務時間指数）170

（勤務時間指数）170+（通勤時間指数^{※2}）20＝**190 点**

②の場合→（勤務時間）8 時間×（勤務日数^{※1}）20 日＝（勤務時間指数）160

（勤務時間指数）160+（通勤時間指数^{※2}）26.6＝**188.6 点**

※1 固定勤務の場合、1 か月の勤務日数計算方法は、「週の勤務日数×4」です。

※2 1 か月の通勤時間指数計算方法は、「往復通勤時間×1 か月の勤務日数」です。

※ 通勤（通学）時間は、自宅から職場（学校）の合理的な経路で測定した実時間です。（Google map 等のルート検索機能を用いて、通勤手段別の通勤時間を計算してください。）

※ 当該通勤時間に保育施設への送迎時間や、個別の事情を加えた場合においても認められませんのでご注意ください。

※ 時間等の計算は、小数点第 2 以下は切り捨てです。

保育要件	計算方法
就労	勤務時間指数 + 通勤時間指数
就学	就学時間指数 + 通学時間指数
介護・看護	介護や看護にかかる時間 + それに伴う移動時間
災害復旧	災害復旧に従事する時間 + それに伴う移動時間
求職活動 [※]	求職活動にかかる時間 + それに伴う移動時間

※ 求職活動について、面接、カウンセラーとの相談であり、ネット、求人雑誌等で求人情報を検索している時間は、求職活動にかかる時間には該当しません。

【保護者から時間の申告を要しない保育要件】

保護者の体調に関わることで「子どもに接することができない時間」を計算することができない要件（妊娠・出産、疾病・障害）の指数は以下のとおりです。

妊娠・出産		240 点
重度障害	- 身体障害者手帳 1 または 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級をもつ者 - 身体障害者手帳 3～6 級および療育手帳 B1 以上をもつ者 - 特定医療費（指定難病）受給者証および障害年金 1 級・特別児童扶養手当 1 級をもつ者 - 要介護認定 3～5 を受けている者	180 点
常時病臥	現に常時病床に伏しており、今後もその状態が継続すると医師の診断により証明されている者	
中度障害	- 身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B1 または B2、精神障害者保健福祉手帳 2 級を取得している者 - 要介護認定 1 または 2 を受けている者、障害年金 2 級の受給資格をもつ者	160 点
入院	1 か月以上入院している、またはすることが医師の診断により証明されている者	
軽度障害	中度・重度にあたらな障害をもつ者（診断書等）	140 点
一般療養	療養のため家庭保育が困難であることを医師の診断により証明されている者	

◆ 施設による評価点

面接やエントリーシート（願書）の内容を基に、数値化できない保育の必要性を評価し、採点を実施（市＋施設の採点）します。

※ エントリーシート（願書）…エントリーシート（願書）は、入所申請時に施設の志望動機（当該施設を希望する理由や保育が必要な家庭状況等）を記入していただきます。

- ① 市：客観的な保育の必要性を指数化
- ② 施設：指数で表すことが難しい保育の必要性※を専門的な視点で評価（0 点、10 点、20 点、30 点、40 点の 5 段階評価）
- ③ 保護者の指数：①＋②の合計点

※ 家庭の状況や子育ての方針等からその施設を希望された理由を基に評価の確認をします。

・募集期によって同じ施設でも入所のしやすさは変わることが予想されます。前年度の状況（倍率や最低入所基準点）などを参考に、希望施設について十分に検討をしてください。

◆ きょうだい加点

令和 9 年度 4 月入所から一部を見直し、多子世帯における子育ての負担感に応じたきょうだい加点制度に見直します。

【令和9年4月から変更】

きょうだい加点	就学前の児童数（申請児童本人を除く）×37.5点
---------	--------------------------

※ きょうだい児童が同時期に同じ施設を希望していなくても、きょうだい加点の適用を受けることができます。

◆ 追加選考

・選考において希望する施設以外にも、通園が可能な施設の選択肢を拡げて入所を希望される場合、追加選考として申請してください。

・追加選考は、第一希望の選考の結果、希望施設が不承諾となった方の中から、追加選考として記載した空き枠のある施設に対して、指数順に選考を行います。

・追加選考を希望する場合には、選考において、第一希望の施設として空き枠がある施設を申請した上で、追加選考の希望施設を申請していただく必要があります。

※ 追加選考の希望施設は翌月以降の選考には引き継がれません。

※ 追加選考において内定となった施設を辞退する場合、通常選考と同様に辞退減点の対象となるため、慎重に選択してください。

【追加選考 対象者】

- ①寝屋川市内の認可保育施設（2号・3号認定）に在籍していない。
- ②第一希望の施設として空き枠がある施設を申請している。
- ③選考の結果、第一希望の施設に入所できない。
- ④追加選考の希望施設を申請している。
- ⑤入所希望日が属する年度内に内定した施設を辞退していない、又は内定取消しになっていない。

◆ 注意事項

内定後に再度保育の必要性を証明する書類を提出いただくことがあります。

利用開始日までに保育要件に変更があり、利用開始日の指数が選考時の指数に満たなくなった場合、内定取消となることがあります。また、入所後に発覚した場合は退園となることがあります。

他市からの転入予定で申請した方は入所日までに必ず住民票を寝屋川市に異動してください。住民票の異動が確認できない場合、内定取消となることがあります。

選考時の指数に満たなくなり内定取消となりうる例
・育児休業を取得している職場に復職せず退職、求職活動を開始する
・育児休業を取得している職場に復職せず転職する
・派遣労働等で育児休業を取得していたが、同条件以上の派遣先での復職ができない ※同条件とは、就労時間、通勤時間の合計が申請時と等しいことを指します。
・妊娠したので復職せずに育児休業を延長する

9. 待機児童保育施設

●令和9年4月以降

待機児童保育施設に関しましては現在調整中になります。決定次第、掲載します。

●令和8年3月まで

年間を通じた待機児童の解消を目指すため、0歳児から2歳児までを対象とし、保育施設が利用可能となるまでの間、一時的に児童を受け入れる認可保育施設です。待機児童保育施設を希望として利用申請をすることはできません。

当施設は、選考において募集枠のある全ての保育施設を希望したものの（追加選考含む）、不承諾となった方の中から指数順に選考を行います。

なお、選考の結果、待機児童保育施設へ入所できない場合、保育課から施設の提案をさせていただきます。

優先適用となる選考	優先方法
待機児童保育施設への入所日 ～入所日が属する年度末までの選考	入所時に届出する第3希望までのいずれかの施設が空き 次第その施設へ転園。 ※辞退不可（辞退した場合、待機児童保育施設退園）。

10. 卒園後の優先転園

おひさま保育園・千成ヤクルトつばめ KIDS 保育園・国松保育園の3施設は5歳児クラスまでの保育がないため、令和7年4月以降に入所された児童について、下記のとおり卒園後の所属施設確保のための優先転園制度を設けています。

※ 令和7年3月までに入所された方については、下記とは別に優先的な案内を行います。

※ 国松保育園の卒園児は令和9年4月1日以降に入所した場合に限り優先対象者となります。

対象（下記保育施設の卒園児）	連携施設	優先方法
おひさま保育園	たちばな 明徳	連携施設への入所に関して、選考基準に関わらず最 優先での選考。連携施設の空き状況により入所でき なかった場合、1次選考後に入所可能な施設を保育 課から提案。
千成ヤクルトつばめ KIDS 保育園	たちばな こっこ	
国松保育園	たちばな 本町	

11. 配慮が必要な児童

寝屋川市では身体障害や発達の遅れ等があり、集団での保育に配慮が必要な児童のよりよい発達を促し、安全に保育するために担任とは別に保育士等を配置しています。

申請児童が障害児で特別な支援を必要とし、関係機関から保育の必要性が認められる場合、申請時において意見書の提出が必要です。

意見書の提出をされた場合、自宅で子どもの介護・看護に当たっている時間をタイムスケジュール表にて申し立て、その時間を指数に加えることができます。

※ 児童が施設に通園している場合、通園時間中は除く（母子通園は対象）

※ 保護者どちらか一方のみ加点が適用

該当する児童においては、適切な保育環境確保のため、内定となった場合でも保育所等の受入れ体制が整うまで入所をお待ちいただくことがあります。

申請時において保護者からの申し立てがなく、内定施設が決定後に配慮が必要であると判明した場合においても、入所をお待ちいただくことがあります。

※ 保育所等の受入れ体制により入所保留となった結果、辞退する場合は辞退減点の対象とはなりません。

※ 適切な保育環境を整えるためにも、ささいなことでも子どもの発達状況等について申し出いただくようお願いします。

12. 医療的ケアが必要な児童

集団での保育において、医療的ケア（喀痰吸引や経管栄養その他の医療行為）が必要な児童については児童の状態や医療的ケアの内容確認等が必要なため、必ず申請する前に保育課へご相談ください。

医療的ケアを要する児童は、児童の安全を確保するため、内定後、施設との受入れの要件をより丁寧に確認する必要があります。

なお、該当する児童に対応する看護師等の配置が必要となる場合は、内定となった場合でも保育所等の受入れ体制が整うまで入所をお待ちいただくことがあります。

※ 事前相談なく内定後、医療的ケアが必要と判明し、内定先での保育が困難である場合、内定を取り消すことがあります。

※ 保育所等の受入れ体制により入所保留となった結果、辞退する場合は辞退減点の対象とはなりません。

医療的ケア児の入所手続等に関する詳細は、市ホームページ「医療的ケア等を必要とする児童の保育所等入所ガイドライン」を参照してください。（ページID：26089）

13. 広域利用（他市の保育施設利用）

寝屋川市在住の方が他市区町村の認可保育施設を利用したい場合や、他市区町村在住の方が寝屋川市の認可保育施設を利用したい場合は、「広域利用」の制度があります。「広域利用」は原則年度単位での利用となるため、就学前まで通園できる制度ではありません。年度ごとの申請が必要となります。

●寝屋川市在住の方が他市区町村の認可保育施設を利用したい場合

申請：寝屋川市で行ってください（電子申請）。

選考：希望施設が所在する市区町村が行います

※ LoGo フォーム電子申請の「広域利用申請フォーム」で手続きをしてください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。

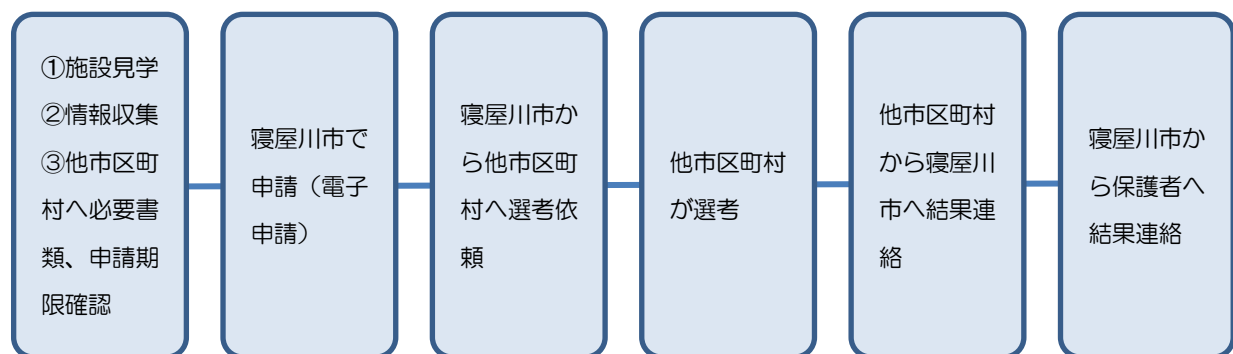
※ 寝屋川市認可保育施設の利用申請を行っていても、広域利用を申請する場合は別途申請が必要です。

※ 複数の施設を希望し、それぞれが異なる市区町村に所在する場合でも同時申請であれば「広域利用申請フォーム」での申請は 1 回のみで対応可能です。

※ 申請に必要な書類、申請期限は必ず希望施設が所在する市区町村に確認してください。

※ 確認した申請期限の 2 週間前までに申請を完了してください。

（申請から結果までの流れ）



●他市区町村在住の方が寝屋川市の認可保育施設を利用したい場合

申請：お住まいの市区町村で行ってください

選考：寝屋川市が行います

※ 申請に必要な書類について、お住まいの市区町村の様式を使用いただいて構いません。

14. 認可保育施設への入所決定後の流れ

選考の結果、認可保育施設への入所が決定した場合、寝屋川市保育課から入所予定施設へ保護者連絡先、家庭状況、こどもの発達・健康状態などの情報を提供します。

入所予定施設から保護者の方へ入所に向けての手続き等の連絡が入りますので、連絡があるまでお待ちください。

◆ ならし保育

保育施設によってはならし保育を実施しています。入所日前からならし保育はできません。（入所日＝ならし保育開始日）。ならし保育の実施の有無や期間については、あらかじめ各施設案内をご確認いただくか、各保育施設に直接お問い合わせください。

※ ならし保育の期間は入所日から最大1か月（入所月の月末まで）です。育児休業から復帰される方、就労が内定している方は、ならし保育終了後すぐに就労を開始するようにしてください。最長でも入所日から1か月以内の復職が確認できない場合、内定取消または退園となることがあります。

15. 保育料・給食費

◆ 保育料

原則保護者（父と母）の市町村民税額によって決まります。

0～2才児クラス 市町村民税非課税世帯の保育料：0円

同一世帯で第2子以降の児童の保育料：0円

- ・第2子以降の保育料無償化は、寝屋川市独自の施策となります。
- ・いずれも、保護者（父と母）の市町村民税額が不明である場合、適用されません。
- ・必要な手続きは17ページ「◆保育料算定における手続き」をご参照ください。

※ 第2子以降の保育料無償化は認可保育施設の保育料のみ対象です。

3～5才児クラス 保育料：0円

◆ 保育料の算定

(1) 4月分～8月分の保育料は前年度市町村民税額、9月分～3月分の保育料は現年度市町村民税額で算定します。

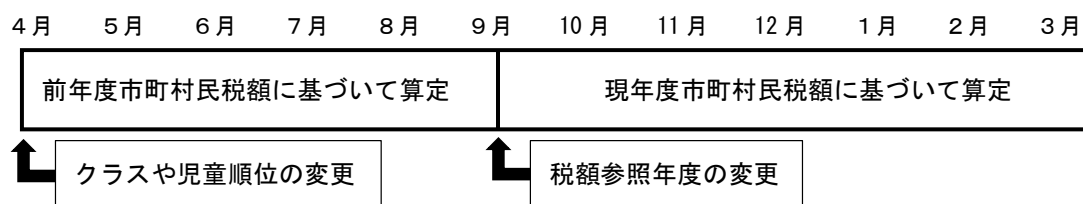
※ 保護者（父と母）の市町村民税額が不明である場合、最大額での保育料設定となります。

また、第2子以降の保育料無償化が適用外となります。

必要な手続きは次項「◆保育料算定における手続き」を参照ください。

※ 保護者が非課税世帯かつ祖父母と同居しており、祖父母の市町村民税、保険等の扶養に利用子どもが入っているなど、実態として祖父母が利用子どもを扶養している場合、同居祖父母の市町村民税額で算定する可能性があります。

※ 住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除等、対象にならない控除があります。



- (2) 月の途中で入所または退園したときの保育料は、日割り計算になる場合があります。
- (3) 保育料決定後、税調査等により税額の変更が確認された場合は、さかのぼって保育料が変更になることがあります。

◆ ひとり親(母子世帯等)の保育料について

令和 8 年 4 月から離婚調停中又は離婚裁判中であるなど、事実上ひとり親世帯とみなすことのできる世帯に対して、保育料をひとり親世帯として認定します。

(1) 対象児童

- ①離婚調停中又は離婚裁判中であることが確認できる世帯
- ②住居が別であることを確認できる世帯(DV 等により住民票の異動ができない場合を除く。)
- ③市町村民税のうち所得割課税額が 77,101 円未満の世帯(生活保護世帯、非課税世帯は除く。)

(2) 必要書類

- ①調停期日通知書 又は 事件継続証明書
- ②本人確認書類
- ③【DV 被害を受けている場合のみ】警察、子ども家庭センター、女性相談センター等による DV 被害を受けていることが分かる書類

(3) 申請方法

市ホームページ「ひとり親であることの申立書フォーム」にて申請を行ってください。(ページ ID: 26654)

◆ 保育料算定における手続き

保護者全員の市町村民税額が確認できない場合は保育料の算定ができないため、確定申告または市・府民税申告を行ってください。なお、勤務先で源泉徴収されている方で、ほかに所得がない方や配偶者の扶養に入っている場合は申告不要です。

転入してきた、または単身赴任で保護者のどちらかが他市に住んでいる等の理由で保育料算定にかかる市町村民税の課税状況が寝屋川市で確認できない場合、市町村民税（非）課税証明書（写し可）の提出を依頼することがあります。なお、市町村民税（非）課税証明書は、1 月 1 日時点の住所地の市町村で発行されます。

保育課から依頼があり、市・府民税申告または市町村民税（非）課税証明書を取得した場合は速やかに

LoGo フォーム電子申請の「各種変更フォーム」から申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。

※ 同居祖父母の市町村民税額で算定する場合、同居祖父母の市・府民税申告または市町村民税（非）課税証明書も必要になることがあります。

◆ 保育料の変更

(1) 世帯構成等の変更

結婚、離婚、死別、転居などにより保育料等が変更になることがありますので、LoGo フォーム電子申請の「各種変更フォーム」から変更申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。

(2) 税額変更

保育料決定後に確定申告（更正・修正申告等含む）を行った場合、保育料が変更になることがありますので、税額が変更になったことが分かる書類（申告書の写し等）をご準備いただいたうえでLoGo フォーム電子申請の「各種変更フォーム」から変更申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。

※ 原則さかのぼって保育料の還付は行いません。申請内容が確認できた月以降で保育料を変更します。

※ 必要な申請手続きがなく、保育料を追加で支払う必要がある場合、事実発生日にさかのぼって保育料の請求を行います。

◆ 保育料の減免

次の場合、保育料の減免を受けられる可能性があります。詳細は寝屋川市保育課までお問い合わせください。

- (1) 主たる所得者が疾病、倒産または解雇等のため、世帯の所得が著しく減少したとき。
- (2) 婚姻、離婚、配偶者と死別した場合で、扶養親族が増えたとき。
- (3) 当該年中に火事、地震等の災害により自己の居住の用に供する家屋等が滅失し、又は損壊したとき

◆ 保育料の還付

児童が病気・負傷のため、連続して 15 日以上（土日祝日を含む。）欠席した場合は半月分、連続して 30 日以上欠席した場合は 1 か月分の保育料を還付請求することができます。

還付請求には、医師の診断書を必要とする場合があります。

寝屋川市立保育所・寝屋川市立認定こども園（保育所部分）・私立保育所を利用中の場合
☞施設にある還付請求書を記入し、施設で証明を受け、施設または保育課に提出してください。
私立認定こども園（保育所部分）または事業所内保育事業所を利用中の場合
☞利用している施設へ還付請求をしてください。

◆ 保育料の納入方法

寝屋川市立保育所・寝屋川市立認定こども園・私立保育所を利用する場合

- (1) 保育料は市に支払います。
- (2) 納付は、金融機関等（ゆうちょ銀行含む）での口座振替（自動払込）をご利用ください。
申請用紙は保育課、保育施設にあります。口座振替の手続きをされていない方には納付書をお送りしますので、納入期限までに納付書に記載の取扱金融機関等窓口で納付してください。
- (3) 口座振替日及び保育料の納入期限は毎月末日（土日祝日の場合は翌営業日）です。口座振替（自動払込）をご利用の方は、納入期限の前日までに口座にご入金をお願いします。納付書をご利用の方は必ず納入期限までに納付してください。

私立認定こども園（保育所部分）または事業所内保育事業所（地域枠）を利用する場合

保護者と施設の直接契約になるため、保育料は施設に直接支払ってください。

◆ 保育料の滞納

保育料の滞納者に対し、勤務先等への調査実施後に財産（給与・口座預貯金等）の差押を実施しています。

◆ 給食費

給食費は主食費（ごはんやパンなどの主食にかかる費用）と副食費（肉や魚などのおかず等にかかる費用）に分かれます。

0～2才児クラス 給食費は保育料に含まれています。

3～5才児クラス 主食費→実費負担で主食提供を行っている施設と、主食持参の施設があります。
副食費→実費負担です。

※ 31 ページに記載の保育料階層 A～C5、C1a～C8a の児童と、就学前児童から数えて第3子以降の児童については、副食費が免除されます。

寝屋川市立保育所・寝屋川市立認定こども園を利用する場合は寝屋川市が、それ以外の保育施設を利用する場合は利用施設が徴収します。

副食費の免除決定後、税調査等により税額の変更が確認された場合は、さかのぼって副食費を負担していただくことがあります。

◆ 延長保育

認定区分に応じた保育時間を超えて利用する場合は延長保育となり、原則延長保育料が必要です。

※ 延長保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

※ 延長保育料がかかる時間帯、料金等については、保育施設に直接お問い合わせください。

16. 保育施設の利用継続

次年度も継続して保育施設の利用を希望する場合は、毎年度「保育施設利用現況届」を回答してください。

※ 現況届の回答がない場合は、継続利用ができません。

※ 回答時期等は、毎年保育施設から周知されます。

17. 保育施設の変更（転園）

現在、市内認可保育施設に在園しており、他の市内認可保育施設への転園を希望される場合、4月選考のみ申請をしていただくことが可能となっています。転園を希望される場合は、各年4月の選考の申請を行ってください。

- ・申請に当たっては、新規入所申請手続と同様に保育要件の確認書類を事前に準備の上、申請してください。
- ・転園についても新規申請の保護者と同様に選考を行うため、指数によっては転園できない可能性があります。
- ・選考の結果、転園が確定した場合は、在園中の保育施設に退園となる旨をお伝えすることになります。
また、転園施設の内定を辞退される場合は、引き続き保育の提供を受けられなくなります。
- ・選考の結果、転園ができなかった場合は、引き続き、在園中の保育施設に通っていただくこととなります。

18. 利用している保育施設の退園

保育施設へ連絡し、「退園・申請取下・内定辞退フォーム」から退園手続きを行ってください。
月の途中で退所・退園したときの保育料は、日割りとなることがあります。

※ 手続き後の取消はできません。

退園の手続きをしていなくても、次の場合は退園となります

- (1) 保護者の退職などにより、保育要件がなくなった場合
- (2) 市外に転出したとき

※ その他理由なき、長期欠席等の場合は退園となる可能性があります。

19. 利用調整結果通知書の発行

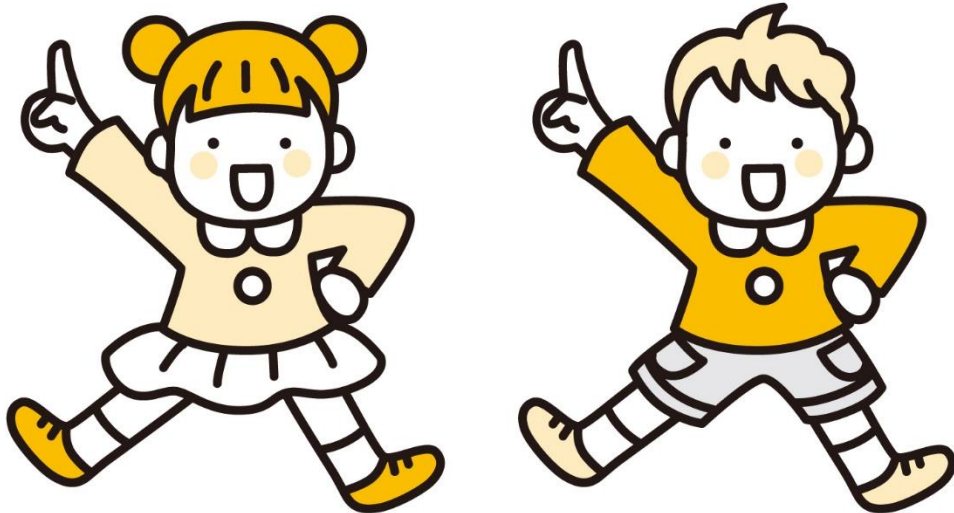
育児休業の延長やそれに伴う育児休業給付金等の手続きをする際に、認可保育施設に入所ができなかったことの証明として、勤務先やハローワーク等から入所保留通知書（以下、「利用調整結果通知書」といいます。）等の提出を求められることがあります。

利用調整結果通知書の発行を希望される場合は、以下の条件を満たしている方が対象となります。

- ① 利用調整結果通知書が必要な月の利用申請受付期間内に、市内認可保育施設の利用申請をしている。
 - ② 利用調整結果通知書が必要な月の選考結果が不承諾となっている。
- ※ 申請期間内に申請していない方は、利用調整結果通知書の発行ができませんので、必ず締切日まで利用（変更）申請をしてください。

利用（変更）申請受付期間：前々月の 15 日から 25 日まで（1～4月は除く）

- ※ 選考の結果、希望施設に内定し辞退された場合、利用調整結果通知書の発行はできません。
また辞退される場合は、内定辞退の取扱いとして選考の減点対象となります。



《認定申請（１ページの③⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫）》

1. 認定の種類

認可保育施設（保育所、認定こども園の保育所部分、事業所内保育事業所の地域枠）以外の施設利用については保護者と施設との間で契約を結んでいただくことになります。寝屋川市外の施設でも利用いただけます。入所までのスケジュールや利用にあたってのルール等は施設に直接お問い合わせください。

利用が決まった場合、利用開始日までに寝屋川市で必ず受ける必要がある認定と必要に応じて申請をする認定があります。

利用決定施設	受ける必要がある認定	必要に応じて申請をする認定
事業所内保育事業所（従業員枠）	２・３号	なし
企業主導型保育施設	なし	２・３号
認可外保育施設	なし	新２・３号
認定こども園の幼稚園部分（寝屋川市立）	１号	なし
認定こども園の幼稚園部分（私立）	１号	新２・３号
新制度幼稚園（寝屋川市立）	１号	なし
新制度幼稚園（私立）	１号	新２・３号
私学助成幼稚園	新１号または新２・３号	なし

※ 認定は前月 15 日を締切とする月単位による認定となっています。詳細は 5 ページに記載の「◆保育の必要性の認定・必要量の変更」を参照してください。

2. ２・３号認定

保護者（父および母）が、5 ページ「保育の必要性」のいずれかに該当する場合、２・３号認定を受けることができます。保育要件を証明する書類をご準備いただき、「認定申請フォーム」から認定申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。保育の必要性が消滅または寝屋川市外に転出した場合は認定取消となります。

3. １号認定

保護者（父および母）が就労などの「保育要件」のいずれにも該当せず、認定こども園の幼稚園枠や新制度幼稚園に通うにあたって受ける必要のある認定です。入所が決定すれば入所日までに「認定申請フォーム」から認定申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。

新制度幼稚園とは平成 27 年 4 月に始まった子ども・子育て支援新制度によって整備された幼稚園です。

預かり保育を利用される方は「5. 新２・３号認定について」もご確認ください。

※ 寝屋川市立幼稚園、寝屋川市立認定こども園（幼稚園部分）は預かり保育を実施していません。

4. 新1号認定

保護者（父および母）が就労などの「保育要件」のいずれにも該当せず、私学助成幼稚園に通うにあたって受ける認定です。入所が決定すれば入所日までに「認定申請フォーム」から認定申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。

私学助成幼稚園とは平成 27 年 4 月に始まった子ども・子育て支援新制度によって移行しなかった従来の幼稚園です。

預かり保育を利用される方は次の「新 2・3号認定について」もご確認ください。

※ 新 2・3号認定を受ける場合、新 1 号認定の申請は不要です。

5. 新 2・3 号認定

寝屋川市に届出を行い、国が定める基準を満たす施設（認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミサポ、認定こども園の幼稚園部分と私学助成幼稚園、新制度幼稚園の預かり保育）を利用される方が利用料の無償化（上限あり）の対象となるために申請する認定です。

※ 寝屋川市立幼稚園、寝屋川市立認定こども園（幼稚園部分）は預かり保育を実施していません。

保護者（父および母）が 5 ページに記載の「保育要件」のいずれかに該当し、2・3号認定を受けていない場合、新 2・3 認定を受けることができます（新 3 号認定は市町村民税非課税世帯のみ）。9 ページに記載の保育要件を証明する書類をご準備いただき、LoGo フォーム電子申請の「認定申請フォーム」から申請を行ってください。申請先 QR コードおよびリンクは 28 ページに記載しています。さかのぼって認定することはできません。申請完了日が最短認定開始日となります。また、保育の必要性が消滅または寝屋川市外に転出した場合は認定取消となります。

新 2・3 号認定を受け、補助を受けるためには「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記載のうえ、施設が発行する領収書等を添付し寝屋川市への申請が必要です（施設によって手続き方法が異なる場合があります）。



◆ 無償化の金額（クラス年齢は当該年度の4月1日の年齢によります。）

●令和8年 10月1日以降利用分

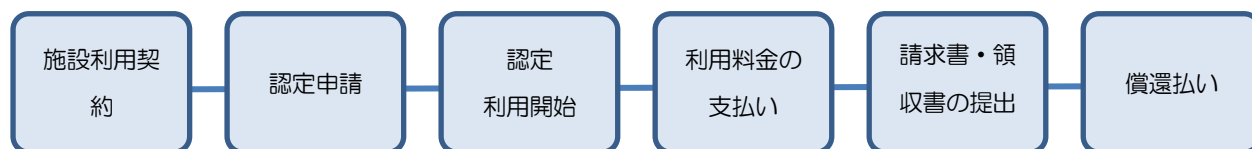
	新3号認定（0～2歳児クラス） ※市町村民税非課税世帯のみ	新2号認定（3～5歳児クラス）
認可外保育施設、ベビーシッター、 一時預かり、病児保育、ファミサポ	上限 45,700 円/月	上限 40,300 円/月
認定こども園の幼稚園部分と私学助 成幼稚園、新制度幼稚園の預かり保育	上限 17,700 円/月 ※算定方法は下記参照	上限 12,300 円/月 ※算定方法は下記参照

◆ 認定こども園の幼稚園部分と私学助成幼稚園、新制度幼稚園の預かり保育無償化金額算定方法
（令和8年 10月1日以降利用分）

次のアとイを比較して低い方の金額が補助されます。

ア：預かり保育利用料として施設に支払った金額 イ：利用日数×490 円（日額単価）として算出した金額
（ケース1） 10月に預かり保育利用料として月額 10,000 円を支払い、20 日間預かり保育を利用した。 ア：10,000 円 イ：20 日×490 円＝9,800 円 ⇒6月の預かり保育の無償化金額は 9,800 円となる
（ケース2） 10月に預かり保育利用料として日額 400 円で 19 日利用し、7,600 円を施設に支払った。 ア：7,600 円 イ：19 日×490 円＝9,310 円 ⇒6月の預かり保育の無償化金額は 7,600 円となる

◆ 無償化手続きの流れ



《その他》

1. 一時保育

就学前の児童がいる家庭で、保護者の傷病・出産・冠婚葬祭・リフレッシュ等の理由で一時的に保育ができない場合に利用できます。

※ 日曜、祝日、その他施設の行事のため利用できない日があります。

(1) 実施施設

	実施施設	住 所	電話番号	保育時間
①	本町こども園	本町 13-3	072-823-1212	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※土曜日の保育については 各施設にお問い合わせください
②	寝屋川めぐみ園	緑町 13-20	072-833-0020	
③	ゆりかごこども園	点野 4-1-32	072-827-5555	
④	神田保育園	上神田 1-26-27	072-838-0234	
⑤	打上保育園	梅が丘 1-5-35	072-821-1129	
⑥	あやめ保育園	萱島南町 12-3	072-822-1318	
⑦	大阪聖母保育園	東香里園町 9-6	072-802-5610	
⑧	エールこども園	池田 1-20-15	072-828-5733	
⑨	こども図書館+plus	早子町 23-2	072-800-8111	月～金の午前9時～午後5時

(2) 申請方法：詳細は実施施設に直接お問い合わせください。

(3) 利用料金：年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢によります。

【①～⑧】

年齢	1 日	半 日
3 歳児未満	3,000 円	2,000 円
3 歳児以上	2,000 円	1,300 円

【⑨】

年齢	1 時間
3 歳児未満	500 円
3 歳児以上	400 円

※ ⑨は、1 か月最大 36 時間を上限とし、1 日の最大利用時間は 6 時間です。

2. こども誰でも通園制度

◆ 利用対象者

利用日時時点で保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設等を利用していない0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）のこども

※ 住民登録をする市町村において利用認定を受ける必要があります。

◆ 利用可能時間

こども 1 人につき月 10 時間まで

- ※ 1 回あたり最低 1 時間からの利用となります。
- ※ 1 日に利用できる時間は施設によって異なります。
- ※ 未利用分の時間があっても、翌月以降に繰り越すことはできません。

◆ 利用料金

利用施設により、料金が異なります。

また給食代や雑費など実費負担額が別途必要になることがあります。

〈生活困窮家庭等負担軽減制度〉

各施設の取組により、下記の利用者の利用料が減額されます。

- 1 生活保護世帯
- 2 市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯
- 3 その他市町村が認めた世帯

申請方法、対象施設等の詳細は、市ホームページ(ページ ID:26154)をご覧ください。

3. 休日保育

保育の必要性の認定を受けている児童がいる家庭で、休日・祝日に保護者が就労等の理由で、児童の保育が常態的に困難なときに利用できます。

※ 原則、認可保育施設に在籍している児童（1 号認定で認定こども園を利用している児童を除く。）が対象となります。

(1) 保育時間：実施施設に直接お問い合わせください。

(2) 申請方法

「休日保育事業利用登録申請書」と「子ども・子育て支援法支給認定証（写し）」を実施施設に提出し、利用登録をお願いします。「休日保育事業利用登録申請書」の用紙は実施施設にあります。

※ 詳細は実施施設にお問い合わせください。

※ 利用登録は、利用希望日の 1 週間前まで可能ですが、利用人数に制限があるため、ご利用できない場合があります。

※ 申請は、利用月の前月の 1 日（1 日が日曜日の場合は翌 2 日）午後 1 時から受付できます。

※ 度重なるキャンセルがありますと、ご利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

(3) 利用料金：無料

※ 保育短時間認定の児童については、利用される時間によって、延長保育料がかかることがあります。延長保育時間については、実施施設に直接お問い合わせください。

(4) 実施施設

実施施設	住 所	電話番号
ゆりかごこども園	点野 4-1-32	072-827-5555
きんもくせい保育園	木屋町 6-3	072-833-1717

4. 病児保育施設

児童が病気で保育施設に登園できない時や、保護者の就労等の都合で、家庭で保育が困難な場合に児童をお預かりします。利用については、施設に直接お問い合わせください。

- ※ 利用初日は早朝の延長保育はご利用できません。
- ※ 利用料金のほか、受診料等が必要です。
- ※ 生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の方は利用料金の減免制度があります。

病児保育みなみ（寝屋川南病院ケアセンター）		
住所	長栄寺町 6-38	
電話番号	072-828-4150	
保育時間	月曜日～金曜日	午前8時～午後6時
	土曜日	午前8時～午後0時30分（要予約）
延長保育	午前7時30分～午前8時と午後6時～午後6時30分 ※土曜日は延長保育の実施はありません。	
利用料金 （市内在住の方）	月曜日～金曜日	1日 2,000 円（税込）
	土曜日	1日 1,000 円（税込）
利用料金 （市外在住の方）	月曜日～金曜日	1日 6,000 円（税込）
	土曜日	1日 3,000 円（税込）

※ 日曜日、祝日、12月31日～1月3日は除く

※ 延長保育：午前・午後各 500 円

病児保育所つくし（小松病院併設）		
住所	川勝町 9-1	
電話番号	072-823-1621	
保育時間	月曜日～金曜日	午前8時～午後6時
延長保育	午後6時～午後6時30分	
利用料金 （市内在住の方）	1日 2,000 円（税込）	
利用料金 （市外在住の方）	1日 6,000 円（税込）	

※ 土曜日、日曜日、祝日、12月30日～1月3日は除く

※ 市内在住の方優先です。

※ 延長保育：500 円

※ 事前登録が必要となります。

5. 保育コンシェルジュ

子どもの保育を希望する保護者からの相談に応じ、保育施設や保育サービスに関する情報提供等を行う専門の職員（保育コンシェルジュ）を配置しています。

◆ 保育コンシェルジュに相談できること

- ・ 保育園と幼稚園は何が違うの？
- ・ 保育園の利用申請について詳しく聞きたい
- ・ 保育園に子どもを預けると、お金はどれくらいかかる？
- ・ 希望の保育園に入れないとき、代わりに子どもを預けられるところはある？
- ・ 仕事以外の理由で子どもを見てもらうことはできる？

など、子どもの保育に関することなら、なんでも相談できます。相談には保育課に直接お越しください。電話でも相談できます。

※ 予約は不要ですが、混雑状況などにより保育コンシェルジュが相談を受けられない場合があります。

◆ その他申請先

①認定申請フォーム（1号認定等の認定を受ける方はこちら）

市ホームページ（ページID：23963）

URL：<https://logoform.jp/form/Qe3c/nintei>



②各種変更フォーム（認定内容や申請内容の変更がある方はこちら）

市ホームページ（ページID：23963）

URL：<https://logoform.jp/form/Qe3c/henkou>



③広域利用申請フォーム（他市の保育施設利用を希望する方はこちら）

市ホームページ（ページID：23954）

URL：<https://logoform.jp/form/Qe3c/kouiki>



④令和8年度 年度途中選考（新規申請フォーム）

市ホームページ（ページID：26089）

URL：<https://logoform.jp/form/Qe3c/r8senkou>



《その他一覧》

1. 利用調整（選考）基準

◆ 選考基準（区分）

詳細	選考順
地域型保育施設等卒園児(令和 7 年 4 月以降の入所児童は 13 ページのとおり)	↓
市内保育士優先選考※	↓
虐待を行っているまたは再び行う恐れがある	↓
通常選考	↓

※ 保護者が保育士の資格又は保育士に準ずる資格(地域限定保育士等)を有しており、**寝屋川市の区域内に所在する認可保育施設**において、常勤又は常勤に準ずるものとして月 140 時間(休憩時間を含む)以上就労している又は就労することが内定している場合

◆ 選考基準（基礎指数）

①【保護者から時間の申告を要する保育要件】

保育要件	計算方法
就労	勤務時間指数 + 通勤時間指数
就学	就学時間指数 + 通学時間指数
介護・看護	介護や看護にかかる時間 + それに伴う移動時間
災害復旧	災害復旧に従事する時間 + それに伴う移動時間
求職活動※	求職活動にかかる時間 + それに伴う移動時間

※ 求職活動について、面接、カウンセラーとの相談であり、ネット、求人雑誌等で求人情報を検索している時間は、求職活動にかかる時間には該当しません。

次ページの②～④の合計を指数として選考を行います。

②【保護者から時間の申告を要しない保育要件】

保育要件		指数
妊娠・出産		240点
重度障害	- 身体障害者手帳1または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をもつ者 - 身体障害者手帳3～6級および療育手帳B1以上をもつ者 - 特定医療費（指定難病）受給者証および障害年金1級・特別児童扶養手当1級をもつ者 - 要介護認定3～5を受けている者	180点
常時病臥	現に常時病床に伏しており、今後もその状態が継続すると医師の診断により証明されている者	
中度障害	- 身体障害者手帳3級、療育手帳B1またはB2、精神障害者保健福祉手帳2級を取得している者 - 要介護認定1または2を受けている者、障害年金2級の受給資格をもつ者	160点
入院	1か月以上入院している、またはすることが医師の診断により証明されている者	
軽度障害	中度・重度にあたらぬ障害をもつ者（診断書等）	140点
一般療養	療養のため家庭保育が困難であることを医師の診断により証明されている者	

③【施設による評価点】

指数
0点、10点、20点、30点、40点の5段階

④【きょうだい加点】

計算方法
37.5点×就学前の児童数（申請児童本人を除く）

⑤【合計指数が同点の場合】

詳細	選考順
震災、風水害、火災その他の災害復旧にあっている	↓
ひとり親世帯である（児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成制度の認定を受けている方）	↓
抽選	↓

◆ 選考基準（減点）

詳細	
保育要件の喪失その他の理由により内定取消または退園となったとき （内定取消の場合、利用希望開始日が属する年度末まで有効。退園の場合、退園日が属する年度末まで有効）	-80※
入所内定を辞退したとき（利用希望開始日が属する年度末まで有効） （14 ページ記載の「配慮が必要な児童」が保育所等の体制により入所保留となった結果、辞退する場合は除く）	

※ 減点の有効期間内は、優先選考は無効となります。

2. 2号・3号認定の保育料

寝屋川市2号・3号認定子どもの保育料（月額）

令和5年10月1日～適用

階層	定 義		3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B1	市町村民税 非課税世帯	母子・父子・障害世帯	0	0
B2		一般世帯	0	0
C1a	20,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C1		一般世帯	8,400	8,200
C2a	20,000円～ 26,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C2		一般世帯	10,700	10,500
C3a	26,000円～ 48,600円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C3		一般世帯	12,300	12,000
C4a	48,600円～ 53,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C4		一般世帯	13,500	13,200
C5a	53,000円～ 57,700円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C5		一般世帯	14,800	14,500
C6a	57,700円～ 62,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C6		一般世帯	14,800	14,500
C7a	62,000円～ 72,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C7		一般世帯	15,900	15,600
C8a	72,000円～ 77,101円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C8		一般世帯	19,900	19,500
C9	77,101円～90,000円未満		19,900	19,500
C10	90,000円～100,000円未満		25,900	25,400
C11	100,000円～120,000円未満		30,200	29,600
C12	120,000円～140,000円未満		35,400	34,700
C13	140,000円～160,000円未満		39,000	38,300
C14	160,000円～180,000円未満		42,000	41,200
C15	180,000円～230,000円未満		45,200	44,400
C16	230,000円～259,000円未満		47,400	46,500
C17	259,000円～281,000円未満		49,600	48,700
C18	281,000円～300,000円未満		51,800	50,900
C19	300,000円～328,000円未満		54,400	53,400
C20	328,000円～397,000円未満		59,000	57,900
C21	397,000円以上		62,600	61,500

※ 3～5歳児クラスの児童の保育料は0円です。

※ 年齢は当該年度の4月1日の年齢です。

※ 4～8月分は前年度、9～3月分は当該年度の市民税所得割課税額により決定します。

※ 同一世帯において児童が2人以上の場合、最年長者以外の児童の保育料は0円です。

ただし、保護者（父と母）の市町村民税額が不明である場合、適用されません。

3. 認可保育施設一覧

認可保育施設一覧（R8.9月現在）

公立保育所 4か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
さくら保育所	対馬江西町15-16	072-829-0540	120	午前7:30 午後7:00	午後7:00	山口 麗子
たんぽぽ保育所	打上南町2-1	072-823-2433	178			古川 牧江
さつき保育所	三井が丘4-10-1	072-823-7141	150			浅田 緑
さざんか保育所	寿町15-6	072-834-1555	150			的場 美樹

公立認定こども園 2か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
まあぶるこども園 星の学舎	長栄寺町22-13	072-828-9111	80	午前7:30 午後7:00	午後7:00	川原 まさ
まあぶるこども園 月の学舎	下木田町16-53	072-823-1367	110			鍵崎 あゆみ

私立保育園 11か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
あやめ保育園	萱島南町12-3	072-822-1318	140	午前7:30	午後7:00	西崎 嘉紘
打上保育園	梅が丘1-5-35	072-821-1129	120	午前7:30	午後7:00	西岡 高昭
かえて保育園（R9.4～認定こども園移行予定）	中神田町2-2	072-829-8218	130	午前7:00	午後8:00	津波古 美奈子
国松保育園	国松町39-3	072-821-6123	36	午前7:00	午後7:00	吉田 朋子
こっこ保育園	中木田町13-5	072-820-3939	60	午前7:00	午後8:00	片岡 邦子
大阪聖母保育園	東香里園町9-6	072-802-5610	110	午前7:00	午後8:00	深作 敦子
常盤学園保育所	小路南町16-13	072-824-5055	30	午前7:30	午後7:00	西岡 定昭
豊野保育園	豊野町2-36	072-821-2150	80	午前7:30	午後7:00	荒川 正嗣
なでしこ保育園	美井元町28-3	072-832-3777	153	午前7:00	午後8:00	嶋 奈保子
寝屋川東保育園（R9.4～認定こども園移行予定）	秦町34-11	072-821-0533	100	午前7:30	午後7:00	中西 美穂
明德保育園	明德2-11-18	072-822-0841	100	午前7:30	午後7:00	福田 徹

私立認定こども園（保育所部分） 32か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
認定こども園 アカシア保育園	石津南町13-10	072-827-2324	100	午前7:30	午後7:00	川口 貴生
幼保連携型認定こども園 旭学園第二幼稚園	黒原旭町5-5	072-826-2485	20	午前7:30	午後6:30	下牧 重樹
認定こども園 石津保育園	石津東町20-20	072-829-0800	130	午前7:15	午後7:00	西邨 理恵子
認定こども園 池田保育園	池田本町4-10	072-827-3456	120	午前7:30	午後7:00	上野 友子
認定こども園 太秦幼稚園	高宮あさひ丘2-2	072-822-2280	60	午前7:30	午後6:30	松本 典男
エルミンこども園	黒原橋町14-23	072-838-0415	60	午前7:30	午後7:00	坂田 友美子
認定こども園 エールこども園	池田1-20-15	072-828-5733	140	午前7:00	午後8:00	佐藤 裕子
幼保連携型認定こども園 神田保育園	上神田1-26-27	072-838-0234	100	午前7:30	午後7:30	合田 裕実
認定こども園 きんもくせい保育園	木屋町6-3	072-833-1717	110	午前7:30	午後7:00	岡本 恵理子
認定こども園 香里幼稚園	東香里園町31-3	072-832-5241	80	午前7:30	午後6:30	嶽 敏子
幼保連携型認定こども園 こまどりこども園	仁和寺本町3-12-20	072-838-1515	100	午前7:00	午後8:00	松岡 幸進
認定こども園 桜木保育園	桜木町6-11	072-829-5921	80	午前7:30	午後7:00	森本 英嗣
幼保連携型認定こども園 しらゆりこども園	堀溝北町25-1	072-822-3935	134	午前7:00	午後8:00	原 弘子
認定こども園 すずらん保育園	高柳5-28-1	072-827-5544	130	午前7:00	午後8:00	水崎 教夫
ねやがわ成美の森こども園	錦町21-6	072-827-1330	100	午前7:00	午後8:00	田中 啓昭
認定こども園 太陽保育園	高柳4-6-23	072-827-1291	70	午前7:15	午後7:15	石橋 健次
認定こども園 たちばなこども園	木田町2-8	072-821-0126	150	午前7:00	午後8:00	松本 琴代
認定こども園 第2アカシア保育園	打上宮前町6-26	072-825-1922	70	午前7:30	午後7:00	平山 由美
幼保連携型認定こども園 第2寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6-18(夜間)	072-829-0948	40	午前7:00	午後10:00	水崎 隆司
認定こども園 第3きんもくせい保育園	河北西町18-1	072-822-0707	90	午前7:30	午後7:00	宮部 明子
幼保連携型認定こども園 寝屋川なかよし保育園	長栄寺町6-18	072-829-0948	110	午前7:00	午後7:00	青山 美由紀
認定こども園 寝屋川幼稚園（R9.4～）	大利町32-33	072-829-4152	35	午前7:30	午後6:30	池峯 亮
認定こども園 仁和寺保育園	仁和寺本町6-7-2	072-827-8060	70	午前7:00	午後7:00	下牧 重和
ねやがわ寝屋の森こども園	寝屋1-19-10	072-822-0045	70	午前7:00	午後8:00	田中 恵美
成田幼稚園（R9.4～）	成田町10-8	072-833-2028	72	午前7:30	午後6:30	中岡 郁恵
認定こども園 ひなぎく保育園	木田元宮1-13-12	072-824-3886	100	午前7:00	午後8:00	中野 泰雄
認定こども園 ひまわり保育園	松屋町12-10	072-831-4764	150	午前7:00	午後8:00	森本 俊克
認定こども園 本町こども園	本町13-3	072-823-1212	110	午前7:00	午後7:00	伊藤 ひとみ
認定こども園 三井中央幼稚園	三井が丘2-5-3	072-823-6300	80	午前7:30	午後6:30	松本 典男
認定こども園 寝屋川めぐみ園	緑町13-20	072-833-0020	100	午前7:00	午後7:00	永井 正志
幼保連携型認定こども園 やまなみ幼稚園	梅が丘1-5-1	072-821-0864	70	午前7:30	午後6:30	田中 文昭
幼保連携型認定こども園 ゆりかごこども園	点野4-1-32	072-827-5555	90	午前7:00	午後8:00	小谷 牧

待機児童保育施設 1か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
待機児童保育施設 認定こども園きんもくせい保育園分園 結(R9.4～調整中)	成田西町15-12	072-831-3030	19	午前7:00	午後8:00	岡本 恵理子

事業所内保育事業所（地域枠）2か所						
施設名称	住所	電話番号	定員	開園時間	閉園時間	施設長
おひさま保育園	宇谷町1-36	072-824-1005	11	午前7:00	午後7:00	齊藤 実
千成ヤクルト つばめKIDS保育園	木田町29-62	072-803-8963	5	午前7:30	午後6:30	塩田 洋子

4. その他の施設一覧

その他の施設一覧

※ 下記施設は施設へ直接申請のため、市の選考はありません。

企業主導型保育施設 6 か所		
施設名	住所	電話番号
みんなの里でゅっかほいくえん	八坂町 11-3	072-812-1322
茶屋寝屋川大利保育園	大利元町 4-7	072-839-0305
ねやがわくこの木保育園	東大利町 11-11	072-826-1022
くすのき保育園	萱島本町 20-4 FRONT F 彩都 6 階	072-812-1085
みんなのほいくえん	豊野町 15-1	072-812-3775
みんなのほいくえん 香里園	香里南之町 21-20	072-813-7650

※ 企業主導型保育事業は、国（内閣府）が推進している事業で、多様な働き方に応じた保育の提供を全国に広げることを目的に創設された制度です。このため、企業主導型保育施設は「働く世代」を応援するために、様々な形態で運営されており、主に次のような特徴があります。

- ★職員配置基準や施設設置基準は認可保育所と同等です。
- ★国からの助成を受けて運営しています。（保育料等は各施設で設定しています。）
- ★原則として年 1 回以上、児童育成協会及び市の立入調査を受けています。
- ★定員の 50%以内で『地域枠』の設定ができるため、従業員以外の地域の方も利用できます。

認可外保育施設 2 か所		
施設名	住所	電話番号
みつばち保育園	香里新町 22-3 サンミネマツ 208	072-802-0155
スマイルキッズ	河北東町 19-1 河北病院敷地内	072-822-3663

★市に届出している施設で、原則として年 1 回以上、市の立入調査を受けています。

新制度幼稚園 4 か所		
施設名	住所	電話番号
北幼稚園（寝屋川市立）	寿町 57-3	072-831-4875
啓明幼稚園（寝屋川市立）	高柳 6-18-1	072-828-9789
寝屋川幼稚園（私立）	大利町 32-33	072-829-4152
※R9.4～認定こども園に移行予定		
成田幼稚園（私立）	成田町 10-8	072-833-2028
※R9.4～認定こども園に移行予定		

私学助成幼稚園 1 か所		
施設名	住所	電話番号
恵愛幼稚園（私立）	田井町 24-5	072-831-1308
※R9.4～新制度幼稚園に移行予定		

